

災害対応システム導入業務  
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

近年の激甚化、頻発化する災害に対応するため、災害発生時には情報収集による正確な被害情報の把握と迅速な対応方針の決定が求められる。これらの業務を円滑に実施するため、必要な情報を収集・分析・共有し、一元管理が可能となる総合防災システムを導入するものである。また、災害時に必要な情報を迅速に市民へ発信するため、本市の情報配信システム等と連携を図る。

2 業務概要

- (1) 業務名 災害対応システム導入業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務場所 西尾市危機管理局危機管理課
- (5) 契約限度額 79,852千円（消費税及び地方消費税含む。）

3 審査基準及び審査方法

公募型プロポーザル方式による選定とする。

なお、委託先については、市が選任する者をもって選定委員会を構成し、企画提案書等の提出書類、プレゼンテーションの内容を総合的に評価、採点し、その審査結果を基に委託先候補を決定する。応募多数の場合は、事務局による第一次審査を行う場合がある。

また、審査内容、審査結果に対する異議の申立ては、一切受け付けないものとする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 愛知県内に主たる営業所（本店又は支店等）があること。
- (2) 公告日までに西尾市入札参加資格者名簿において、以下の営業種目に登録されていること。
  - ・（大分類）役務の提供等／（中分類）コンピューターサービス／（小分類）指定なし
- (3) 西尾市競争入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 令和3年度から令和7年度までの間に、他の地方自治体が発注する大規模災害時の情

報収集、情報分析、情報発信のために必要な防災情報システムの導入業務の元請としての契約履行実績を有していること。

(9) プライバシーマーク (JISQ15001) 又は国内規格 (JISQ27001) 若しくは国際規格 (ISO/IEC27001) を認証基準とする情報セキュリティマネジメントシステムの認証を有していること。

## 5 スケジュール

(1) プロポーザル実施の公告	令和8年5月18日 (月)
(2) 質問の受付期限	令和8年5月25日 (月)
(3) 質問への回答	令和8年6月 3日 (水)
(4) 参加資格申請書の提出期限	令和8年6月 5日 (金)
(5) 参加資格確認通知書の発送	令和8年6月10日 (水)
(6) 企画提案書等の提出期限	令和8年6月22日 (月)
(7) プレゼンテーションの実施 (予定)	令和8年6月29日 (月)
(8) 審査結果通知書の発送 (予定)	令和8年7月 6日 (月)
(9) 契約の締結 (予定)	令和8年7月15日 (水)

## 6 質問の受付及び回答

### (1) 質問内容

質問がある場合は、電子メールにより行い、説明会は開催しない。

質問は、企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

### (2) 受付期限

令和8年5月25日 (月) 午後4時まで

### (3) 提出方法

- ・質問書 (様式第9号) により電子メールで問合せすること。
- ・件名を「災害対応システム導入業務に関する質問 (法人名)」とし、質問書を添付すること。なお、電子メール送信後、午前9時から午後4時までの受付時間中 (土・日・祝は除く) に、必ず電話にて受信確認をすること。

### (4) 提出先

西尾市危機管理局危機管理課

メールアドレス : bousai@city.nishio.lg.jp

電話番号 : 0563-65-2138

### (5) 回答

提出期限までに質問の提出があった場合は、質問者の名称等を伏せたうえで、令和8年6月3日 (水) までに西尾市ホームページにて一括回答する。

## 7 参加資格申請書の提出

### (1) 提出書類

- ・参加資格申請書 (様式第1号)
- ・法人概要書 (様式第2号)

・会社業務実績表（様式第3号）

直近5年以内に市町村が発注した災害対応システム導入業務を元請けとして完了した実績表。

実績表に記載した案件の契約書及びシステム概要がわかるものの写し。

・配置予定技術者経歴書及び実績表（様式第4号）

本業務に従事する主たる技術者は、告示日以前3か月以上の直接的なかつ恒常的な雇用関係にあるものとする。

・情報セキュリティ関係の認証取得状況

プライバシーマーク（JISQ15001）もしくは情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）のいずれかを取得している場合は、その認証書の写し。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和8年6月5日（金）

(4) 提出先

〒445-8501 西尾市寄住町下田2番地  
西尾市危機管理局危機管理課

(5) 提出方法

午前9時から午後4時までの受付時間中（土・日・祝は除く）に西尾市危機管理局危機管理課に持参または郵送にて提出（必着）すること（郵送の場合は、書留郵便に限る）。

(6) 参加資格確認通知書の発送日

令和8年6月10日（水）

## 8 辞退届

参加資格申請書の提出後に、参加を辞退する場合は辞退届（様式第6号）を提出すること。

(1) 提出期日

令和8年6月12日（金）午後5時（必着）

(2) 提出先及び提出方法

「7 参加資格申請書の提出」の提出と同様

## 9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第7号）

・別紙「災害対応システム導入業務仕様書」に基づき応募者としての業務方針やアピールポイントを明記すること。

・形式は、A4判とし、両面印刷、表紙・目次等を除いた本文で両面印刷20頁以内とすること。

・文字サイズは原則として10pt以上とし見やすい体裁とすること。

・A3判を使用する場合は、A4判の大きさを3つ折りにすること。なお、A3判1ページはA4判2ページと数えることとする。

- ・提出の際は、正本はA4フラットファイルに綴じ込み提出し、副本はホチキス止めとする。なお、電子版については、原則PDF形式による提出とし、メールもしくはCD等の媒体により提出することとする。
- ・企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。
- ・企画提案書の作成にかかる経費は各事業者の負担とする。

イ 見積書

- ・令和9年度から令和13年度までの5年間の保守業務の見積書も別途提出すること。

ウ 見積積算内訳 1枚に記載しきれない場合は複数枚可。様式は自由とする。

エ 業務工程表 1枚に記載しきれない場合は複数枚可。様式は自由とする。

(2) 提出部数

上記ア～エを1つに綴じ、(正本1部、副本10部、電子版1部)を提出すること。

(3) 提出期限

令和8年6月22日(月)午後4時まで

(4) 提出先

〒445-8501 西尾市寄住町下田22番地

西尾市危機管理局危機管理課

(5) 提出方法

午前9時から午後4時までの受付時間中(土・日・祝は除く)に西尾市危機管理局危機管理課に持参または郵送にて提出(必着)すること(郵送の場合は、書留郵便に限る)。

提出書類への押印は不要とする。ただし、見積書への代表者の押印を不要とする場合は、担当者氏名(フルネーム)を記載すること。

10 委託先の選定等

(1) 選定方法

提出された企画提案書等のみを使用したプレゼンテーションにより審査を行う。

なお、審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問合せには応じない。

(2) 審査方法

西尾市が選任する者をもって企画提案書等の提出書類、プレゼンテーションの内容を総合的に評価、採点し、その審査結果を基に委託先候補を決定する。

なお、提案者が5者を超えた場合は、事務局による書面審査を実施し、書面審査通過者に対してプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。

(3) プレゼンテーション開催日(予定)

令和8年6月29日(月) ※各提案者の集合時間等、詳細は後日案内する。

(4) 説明者

説明を行う者は、本業務を実際に行う予定である担当者を含むものとする(参加人数は3名以内とする)。

(5) 説明時間

1 提案者40分程度とし、準備・片付け時間10分、概要等説明20分、質疑応答10

分とする。

(6) プレゼンテーションの方法

事前に提出された企画提案書を用いて行うこと。

なお、市はミーティングボード「MAXHUB」及びHDMIケーブル（タイプA）を用意する。提案者は対応したパソコンを持参すること。

(7) 審査基準

別紙「評価基準」に基づき審査を実施する。

ア 各選定委員の評価点の合計が高いものから順位をつけ、第1位と採点した委員を最も多く獲得した者を受託候補者、2番目に多く第1位を獲得した事業者を次点者とする。

イ 第1位と採点した委員が同数である場合は、その者のうち第2位をより多く獲得したものを優先交渉権者とする。ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は、各選定委員の合計点を集計した点数が高い者を優先交渉権者とする。

ウ 第1位及び第2位の数が同数並びに各選定委員の合計点が同点である場合は、見積額の低い者を上位とする。ただし、見積額も同一の場合は、選定委員会の採決により選定する。

エ 事業者が1者の場合であっても業務提案書の審査を実施し、獲得した点数の合計が著しく低い場合又は各項目において著しく低い点数がある場合を除き、この事業者を受託候補者とする。

オ 各選定委員の技術評価の平均評価点が42点（技術評価満点の60%）に満たない場合は、受託候補者及び次点者に選定しない。

(8) 審査結果

審査結果は、提案者全員に通知する。審査結果通知後に西尾市ホームページで公開する。なお、審査の経緯・内容、審査結果に対する異議申立ては、一切受け付けない。

11 契約の締結

上記10により選定された者を契約候補事業者として交渉を行い、契約を締結する。契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼する。

なお、契約候補者が契約の締結を辞退したとき、契約に向けての協議が不調に終わった場合等は、評価基準により順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手を決定する。

12 その他の事項

(1) 市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがある。

(2) 企画提案書等の作成、郵送等に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

(3) 提出された書類は返却しないものとし、審査の必要に応じて複製することがある。

(4) 選考結果に係る異議の申立ては受け付けない。

(5) 参加資格条件を満たした事業者が1者の場合であっても審査は行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その事業者を契約候補者に決定する。

(6) 期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(7) 参加意向申出書提出後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(8) 提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。ただし、本案件に係る情報公開請求があった場合は、西尾市情報公開条例（平成13年西尾市条例第20号）

に基づき、提出書類を公開する場合がある。

- (9) 参加者は業務遂行上、知り得た情報を他人に漏らしてはならない。
- (10) 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には応じない。
- (11) 選考の段階で提案の虚偽、不正及び違反が認められた提案者は、失格とする。
- (12) 契約後に真にやむを得ない理由によるものを除き、提出した提案書の内容との相違や虚偽の記載がある場合は、契約の取消しを行う。また本事項に違反する行為が認められた場合は、契約の取消しおよび損害賠償請求がなされても異議の申立ては行わないものとする。

### 13 書類提出・問い合わせ先

担 当：西尾市危機管理局危機管理課

住 所：〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地

電 話：0563-65-2138

FAX：0563-53-7512

Eメール：[bousai@city.nishio.lg.jp](mailto:bousai@city.nishio.lg.jp)